

● 平成 17 年 4 月 「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」発足

学識経験者や公募の市民、高校生など 25 人の委員で構成され、全体会議、5 つの部会などでの議論のほか、札幌の子どもの現状を調べるための懇談会、出向き調査、アンケート調査などを実施しました。そして、平成 18 年 5 月に、条例に盛り込むべき項目などをまとめた「最終答申書」が策定されました。

● 平成 18 年 2 月 「札幌市子どもの権利条例子ども委員会」発足

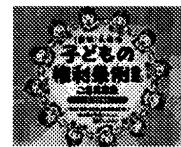
小学生から高校生までの 32 人で構成され、「子どもにとって大切な権利」や、「子どもの権利侵害からの救済」について、グループディスカッション等を実施しました。議論した内容は、平成 18 年 7 月に、札幌市に対して提案されました。



【子ども委員会のようす】

● 平成 18 年 7 月 子どもの権利条例素案に対するパブリックコメントの実施

検討委員会や子ども委員会の提案などを踏まえ、札幌市は条例素案を策定。市民意見の募集を行ったところ、大人、子どもを合わせて、3,504 人の市民の方から、延べ 5,380 件の意見が寄せられました。



【意見募集資料】

● 平成 19 年 2 月 「札幌市子どもの権利に関する条例案」を市議会に提案

パブリックコメントの結果や市議会での審議等を踏まえて条例案をまとめ、平成 19 年札幌市議会第 1 回定例会に「札幌市子どもの権利に関する条例案」を提案しました。市議会による審議の結果、賛成少数により、成立には至りませんでした。

● 平成 19 年 8 月 「札幌市子どもの権利条例検討会議」発足

学識経験者や学校、PTA の代表、公募委員など 12 人の委員で構成され、当初の条例案に対し、より良い内容にするための工夫や、権利侵害からの救済制度についての具体的な枠組みなどが検討されました。そして、平成 20 年 2 月 1 日に答申書が策定されました。

平成 20 年 2 月～3 月

当初の条例案に対する修正の方向性と、条例に盛り込む救済制度の項目案について、市民意見を募集します（パブリックコメント）。



市議会で審議